

京都市消防局保有自動車に係る自動車保険の公募について

京都市消防局（以下「当局」という。）では、令和8年4月1日午後4時までの自動車保険に加入していますが、引き続き上記日時から令和9年4月1日午後4時までの自動車保険の継続加入を行います。

つきましては、下記の要領により契約者を公募しますので、希望される方は、見積書等の提出をお願いします。

記

1 被保険自動車台数

527台（別紙1及び2参照）（台数は、変更する場合があります。）

2 見積条件等

被保険自動車及び加入条件等は、自動車保険仕様書のとおりとします。

なお、別紙1、2及び3（アルコールチェッカー保有状況）は当局から各損害保険会社様等へ手交するものとし、見積額算定事務以外には使用しないでください。

3 被保険契約者

京都市長

4 保険契約期間

令和8年4月1日午後4時00分から令和9年4月1日午後4時00分までの1年間

5 参加（見積書等提出）条件

(1) 各保険の受付日時時点において、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿（物品）に保険会社又は代理店が登録されており、参加停止を受けていないこと。

結果発表後に参加停止を受けた際にについても、契約締結できないものとします。

この場合において、本件のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、その費用を本市に請求することはできません。

また、入札参加資格が確認できなかった者の申請は無効とします。

(2) 保険業法第3条第5項に規定する損害保険業免許を内閣総理大臣から受けている又はその者と損害保険代理店委託契約を締結していること。

(3) 損害保険契約者保護機構に加入している保険会社の保険で申請を行うこと。

(4) 京都市内に営業所等を構えていること。

(5) 見積書等の提出については、一つの保険会社につき一申請のみとします（保険会社が複数の代理店に委任状を発行し、複数の代理店による申請は認めません。また、同一の代理店が複数の保険会社を用いての申請についても認めません。）。

6 提出書類等

(1) 自動車保険見積書

提出部数：1部（要押印、公募に定める保険内容が全て確認できるものとすること。）

(2) 損害保険業免許の写し

提出部数：1部

(3) 本市が必要と認める場合は、追加書類等の提出を求めることがあります。

7 書類等提出日時

令和8年2月18日（水）

午前10時30分から午後4時まで（正午から午後1時まで除く）

（上記日時以外は、一切受け付けません。（郵送不可））

8 提出場所

京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地の2

京都市消防局4階 総務部施設課

担当者 石田・菱野 TEL 075-212-6647（直通）

提出書類の確認を行いますので、事前に担当者に電話連絡し、来庁時間帯等を調整してから持参してください。

9 選定方法

提出された各書類を精査し、不備のない書類等を提出された契約希望者のうち、最低見積り額を提示された契約希望者を選定します。

なお、本保険契約に係る令和8年度京都市一般会計予算案が否決された場合は、契約を決定しないことがあります。

10 契約者決定日

令和8年2月25日（水）

なお、決定者にのみ当日電話で通知します。

11 その他

(1) 別紙1、2及び3の当局からの手交、損害保険料率算出機構に対する成績内容照会依頼用紙の受付及び自動車保険内容等に関する問合せ期間は、当局ホームページに本件情報が掲載された日から令和8年1月28日（水）午後4時までとします。

来庁の際は、事前に担当者に電話連絡し、日時等を調整してください。

なお、上記日時以降は、一切受け付けません。

(2) 本市と契約業者との保険契約の申込みは、法定業者所定用紙（保険契約申込書）により実施します。

自動車保険仕様書

京都市消防局総務部施設課
(担当:石田・菱野075-212-6647)

この仕様書は、京都市消防局（以下「当局」という。）が加入する自動車保険の仕様について定めるものである。

1 自動車保険加入条件

(1) 被保険自動車台数

527台（別紙1及び2のとおり）

(2) 補償条件等

ア 担保危険等

- (1) 対人賠償責任:無制限
- (2) 対物賠償責任:無制限
- (3) 別紙2に示す自動車（62台）については、上記(1)及び(2)に、搭乗者傷害（死亡・後遺障害1,000万円・部位症状別）も併せて付帯すること。

(4) 車両保険:付帯なし

(5) 公有車料率適用、フリート多数割引適用

(6) 安全装備品等による割引（ドライブレコーダー・アルコールチェッカー等）

※ 安全装備品等による割引が適用できる場合は適用すること。

イ 付帯特約等

- (1) 公務使用中担保特約
- (2) 運転者従業員限定特約（消防団員含む。）
- (3) 保険契約締結時等の通知方法に関する特約（電子媒介化特約）
- (4) 対物賠償責任の酒酔い・無免許運転中等不担保特約
- (5) 搭乗者傷害保険に関する従業員不担保特約（別紙2の自動車のみ付帯すること。）
- (6) 保険料払込猶予に関する特約
- (7) 運搬・搬送費用特約

※ 本保険契約時には、自動車の入替え等により被保険自動車台数の増減及び補償内容を変更することがある。

2 被契約者

京都市長

3 保険期間（保険料算出条件）

令和8年4月1日午後4時00分から令和9年4月1日午後4時00分までの1年間の保険料を、自動車ごとに算出すること。

4 保険契約履行に際しての諸条件

(1) 事故処理の引継ぎと処理体制について

- ア 損害保険会社又は同代理店（以下「受託者」という。）は、当局（事故発生所属を含む。）から事故発生報告を受けたときは、速やかに事故処理方法に係る提案を行うこと。
- イ 当局は、事故発生報告を以下のとおり行うものとする。
- （イ）受託者の営業時間内のときは、「交通事故発生連絡書」により事故発生報告を行うので、当日又は翌営業日に受託者から当局へ連絡を取ること。
- （ロ）受託者の営業時間外のときは、受託者の設置する事故受付センター（フリーダイヤル24時間事故受付等）へ「交通事故発生連絡書」により事故発生報告を行うので、受託者は、直近営業日に当局と連絡をとること。
- なお、緊急に対応する必要があると当局が認めたときは、受託者から提供された緊急連絡先等に直接連絡をとることがある。その際は、誠実に対応すること。
- ウ 受託者は、当局から事故発生報告を受けたときは、速やかに事故発生所属と連絡をとり、事故概要を把握すること。
- エ この契約に係る全ての提出書類は、当局に持参又は郵送すること。
- ただし、急を要するときは、ファックスで送付することを妨げないが、後日正式文書を持参又は郵送すること。
- オ 事故として当局から報告された案件は、土日祝日及び年末年始期間に関わらず、受託者は連絡を受け入れ、かつ、即時に事故処理に対応できる体制を整えておくこと。
- カ 相手方への見舞い訪問などは、当局と調整を行ったうえで、原則として当日又は翌日に同行すること。
- ただし、相手方の都合により指定された日時がある場合は、当該日時とする。
- キ 受託者は、当局の事故に対応する示談折衝担当者（保険代理店を担当者とすることも可能とする。この場合、受託者は選定した保険代理店の事故処理について責任を持つこと。なお、保険代理店が本仕様書に定める内容を実施できないと当局が判断した場合は受託者は選定した保険代理店担当者を変更すること。）を定めることとし、常時連絡を取れる体制を整えること。
- ク 受託者は、保険が適用される全ての事故において、今後の事故処理方法（人身・物損対応、過失割合、示談内容等）について当局担当者（警防課及び事故発生所属関係者）と協議を行うこと。
- 協議場所は、京都市消防活動総合センター内警防課事務所とし、実施日は保険会社営業時間内において当局が指示する。
- ケ 受託者は、当局に対し必要な資料を添えた交通事故経過報告書（以下「経過報告書」という。）をもって報告し、必要な協議を行うとともに、協議結果を経過報告書に記載すること（当局と協議した際は、その都度協議結果を経過報告書に記載すること。）。
- コ 受託者に対し、当局から事故に関しての各種資料の提出を求めたときは、受託者の負担において速やかに、かつ、誠意をもってこれを当局に提出すること。
- サ 受託者が、本仕様書に定める内容を履行せず、当局が当該不履行について是正又は改善を指示したにも関わらず、これに従わないときは、当局は本契約を解除できるものと

する。この場合、残日数についての保険料は当局に返還すること。この解除により、受託者に損失が発生しても、受託者はその損失の補償を当局に求めることができない。

(2) 治療費等の取扱いについて

ア 受託者は、各保険機関からの求償関係について、適宜、経過報告書をもって当局に報告し協議すること。

イ 相手方の入院状況や症状について、担当主治医の意見を正確に求めながら、厳正にチェックを行うとともに、適宜、経過報告書をもって当局に報告すること。

ウ 治療状況と治癒の見通しは、受託者の負担において経過診断書を取得し、適宜、経過報告書をもって当局に報告すること。

なお、1治療が6箇月を経過した時点で、受託者は、主治医の意見書を徴するとともに、勧奨の結果を、その都度経過報告書をもって当局へ報告すること。

エ 受託者は、見舞いの実施の都度、経過報告書をもって当局に報告すること。

オ 入院等で個室及び付添いを求められた場合、受託者は、担当主治医の意見書を徴し、適宜、経過報告書をもって当局に報告すること。

カ 通院交通費（タクシーデ等）を求められた場合、受託者は、担当主治医の意見書を徴し、適宜、経過報告書をもって当局に報告すること。

キ 第三者行為による求償関係は、受託者と当局が協議調整を行うものとする。

上記(2)に掲げる各項目の判断について、受託者はあらかじめ当局と協議調整を行うとともに、受託者の判断に係る証憑原本等を事故解決まで保管し、事故解決時に当局への最終の事故報告書に添付すること。

(3) 示談折衝業務の基準及び手続について

ア 人身事故の示談折衝及び解決は、原則として自動車損害賠償責任保険以内の場合は、「自賠法基準」に基づいて行うものとするが、受託者は、適宜、経過報告書をもって当局に報告すること。

イ 休業損害が自動車損害賠償責任保険の限度額を超える場合は、当局及び受託者の顧問弁護士に相談を実施するとともに、受託者は、適宜、経過報告書をもって当局に報告すること。

ウ 自動車損害賠償責任保険の限度額を超えて示談の締結を行うとき、受託者は、示談締結の前に適宜、経過報告書をもって当局に報告し協議すること。

エ 当局に法律上の損害賠償責任がない事故であっても、受託者は、当該事故に誠実に対応すること。

オ 受託者は、相手方の動向に注意するとともに、相手方（代理人を含む。）と接触したときは、遅滞なく経過報告書をもって当局に報告すること。

カ 交渉上の難件や相手方の態度等で難航が予想されるとき、受託者は、適宜、経過報告書をもって当局に報告すること。

キ 受託者は、事故発生から最終解決に至るまで、適宜、資料等を添えた経過報告書をもって当局に報告すること。

ク 受託者は、示談成立に合意を得られる成算があるときは、遅滞なく当局に報告の上、合意見込内容による示談解決書文案を提出するものとし、当局における必要な意思決定を受けた後、相手方との示談解決を図ること。

なお、相手方との示談成立の際は、それを証する書面を当局に提出すること。

(4) 損害賠償額の決定等について

受託者は、損害賠償額の算定経緯及び算定額に関する資料を添えた経過報告書をもって当局に報告し協議すること。

(5) 弁護士委任及び争訟処理について

ア 示談交渉を弁護士に委任して行う場合の取扱いは、次のとおりとすること。

(i) 受託者は、弁護士委任等について、適宜、経過報告書をもって当局に報告し協議すること。

(ii) 受託者は、代理人専任に係る必要な資料を当局に提出すること。

(iii) 示談折衝に係る弁護士費用は、受託者の負担とする。

イ 争訟（訴訟、調停等）案件の取扱いは、次のとおりとすること。

(i) 提訴、応訴等について、受託者は、適宜、経過報告書をもって当局に報告し協議すること。

(ii) 争訟業務の遂行について、受託者は、代理人委任に係る必要な書類を当局に提出すること。

(iii) 判決に対する認容及び上訴並びに判決上の和解等について、受託者は、適宜、経過報告書をもって当局に報告し協議すること。

(iv) 争訟費用は、受託者の負担とする。

(6) 事故防止及び事故賠償に関する情報提供、協力、その他について

ア 事故防止及び賠償のための資料の提供、講習等は、受託者の負担で行うものとし、実施回数、内容等については別途指示する。

イ 事故解決に係る必要な文書収集及び本仕様書に定める文書作成等の費用は、全て受託者の負担とする。

ウ 自動車保険加入に伴う保険の運用処理に係る付帯条件について、契約時に特約及び協定等の類を締結すること。

エ 当局が保有する原動機付自転車及び自転車の事故発生時に、受託者が相談及び援助すること。

(7) その他特記事項について

ア 事故処理事務の効率化、保険料軽減対策等の提示を行うこと。

イ 保険料の払込猶予に関する事項について提示を行うこと。